

山鹿市の工場等設置優遇制度

本市に工場等を新設又は増設する者に対して、固定資産税の課税免除又は奨励金の交付などを行い、本市の産業振興と雇用の拡大を図ります。

①地区	農村工業等導入地区	過疎地域内	集積区域内	その他の地区
②適用施設	・工場(製造業) ・道路貨物運送業、倉庫業、 こん包業、卸売業	・製造業 ・ソフトウェア業 ・旅館業	・輸送用機械 ・半導体 ・食品	・工場(製造業) ・情報サービス事業、試験研 究施設、スポーツ・レクリエー ション施設
③適用基準	・建物、機械装置、備品など の取得価格の合計額が3,0 00万円を超え、かつ、道路 貨物運送業、倉庫業、こん 包業、卸売業の用に供する 設備にあっては、増加する 雇用者の数が15人を越える もの。 ・取得の日から1年以内に建 設に着手の土地。	・建物、機械装置、備品など の取得価格の合計額が2,7 00万円を超える新設又は増 設したもの。 ・取得の日から1年以内に建 設に着手の土地。	・家屋、構築物などの取 得価格の合計額が2億 円を超えるもの。 ・取得の日から1年以内 に建設に着手の土地。	・建物、機械装置、備品(土 地を除く)などの取得価格の 合計額が、①新設は5,000 万円を超え、常時雇用する従 業員数が10名以上であるこ と。②増設は、2,000万円 を超え、常時雇用する従業員 数が5人以上であること。
④適応地区	・山鹿東部工業団地 ・駄の原工業団地 ・吉井工業団地 ・堂原工業団地 ・若宮原工業団地 ・高橋工業団地	旧鹿北町、旧鹿央町、旧菊 鹿町の地域 ※農村工業等導入地区でも 過疎地域内であれば、用途 次第で過疎地域内の適用基 準を採用する。	山鹿市内の山間部を除 いた地域(詳細確認)	農村工業等導入地区及び過 疎地域に該当しない地区
⑤優遇措置等	固定資産税の課税免除(3年間)			工場等設置奨励金(3年間)
⑥雇用奨励金	市内に住所を有する人を操業開始の日から雇用し、1年以上引き続き常時雇用した場合、一人当たり20万円、600万円を限度。(旅館業を除く)			

◆工場等設置奨励金

新設・増設	奨励金の交付額		
	第1年目	第2年目	第3年目
	固定資産税額の100%の額	固定資産税額の80%の額	固定資産税額の60%の額